

③ 雄武町合葬墓の手続き（生前予約）

○必要な書類

①合葬墓使用許可申請書（様式第1号）

②合葬墓埋蔵同意書兼承諾書（様式第2号）※同意を要する範囲の署名が必要です。

③合葬墓埋蔵主宰者選定（変更）届（様式第3号）

※必要に応じて同意書の範囲を確認する場合など戸籍証明や住民票の提出を求める場合があります。

○注意事項

- ・生前予約は雄武町に住所を有している満65歳以上の方が申請できます。
- ・生前予約は使用許可日から20年間有効です。
- ・主宰者が変更になった場合、主宰者の住所などに変更があった場合は届け出をしてください。
- ・主宰者は、生前予約者の焼骨を埋蔵する際に、死体火葬許可証の写しを町に提出してください。

※主宰者とは、生前予約者の焼骨を合葬墓に埋蔵する方をいいます。

○使用時に同意が必要な範囲

区 分		同意を要する範囲
埋蔵者に配偶者がいる場合	子どもがいる	埋蔵者の配偶者及び埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の配偶者
埋蔵者に配偶者がいない場合	子どもがいる	埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の父母及び埋蔵者の兄弟姉妹全員